平成２３年（フ）第４９７号
山梨県甲府市古府中町6023番地10
債務者　清水　保弘
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
長野県諏訪郡富士見町乙事5319番地
債務者　田中かほる
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１６３３号
京都市右京区太秦開日町20番地33　藤ハイツ203号
債務者　市川　道法
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１７号
京都市東山区泉涌寺五葉ノ辻町20番地
債務者　藤井　克之
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６２号
京都市南区久世東土川町94番地　プチメゾン202号
債務者　長尾　啓子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５００号
奈良県大和郡山市北郡山町161番地３　クリスタ郡山203号室
債務者　寺岡　鈴子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５７６号
奈良県生駒市真弓２丁目９番18号
債務者　林田　啓三
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３７４号
広島市南区翠３丁目15番１―101号
債務者　飯田　和孝
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４２４号
広島市西区古江西町13番16―203号
債務者　細渕理恵子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４４０号
広島市中区昭和町11番22―403号
債務者　原　登紀枝
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４４８号
広島市中区大手町５丁目６番21号
債務者　田村　律子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４７２号
広島県東広島市西条町御薗宇8591番地１　長者12マンション301号
債務者　土井ひろみ
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４７７号
広島市安佐南区祇園７丁目５番13号
債務者　下田　智子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１７４号
福岡市博多区月隈２丁目３番22号
債務者　福山　富喜
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１７５号
福岡市博多区月隈２丁目３番22号
債務者　福山　晴美
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４１３号
福岡市南区大楠１丁目１番３―308号
債務者　黒井　貴士
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４９９号
福岡県大野城市仲畑１丁目４番20号レオパレス三城107号
債務者　田浦　順司
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５４６号
福岡市博多区新和町１丁目10番15―401号
債務者　有田　研一
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部